

**(仮称) ドラッグストアモリ大崎市古川店の届出概要について**  
**(法第5条第1項 新設)**

- 1 届出者 株式会社ドラッグストアモリ  
2 届出年月日 令和3年10月11日  
3 店舗の名称 (仮称) ドラッグストアモリ大崎市古川店  
4 店舗設置者 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1  
5 店舗所在地 大崎市古川若葉町一丁目11番1 外  
6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ドラッグストアモリ	1, 486㎡	食料品, 医薬化粧品, 住・生活関連用品等
計	1, 486㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和4年6月12日  
8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数 63 台 (指針による必要台数: 50台)  
(2) 駐輪場の収容台数 15 台 (指針による参考台数: 43台)  
(3) 荷さばき施設の面積 44 ㎡  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 7.99 ㎡ (指針による必要容量: 6.92㎡)  
9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 開店時刻及び閉店時刻 24時間  
(2) 駐車場の利用時間帯 24時間  
(3) 駐車場の出入口の数 3箇所  
(4) 荷さばき実施時間帯 24時間  
10 事務手続き等  
・公告年月日 令和 3年10月29日  
・縦覧期間 公告の日から令和4年2月28日まで  
(公告の日から4か月間)  
・地元説明会 令和 3年11月 4日  
・大規模小売店舗立地専門委員会 令和 4年 1月 7日

- ・市町村等からの意見書提出期限 令和 4年 2月28日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和 4年 6月11日 (届出の日から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

開催日時	令和3年11月4日（木）午後6時から午後6時30分まで
開催場所	古川西部コミュニティセンター 大崎市古川諏訪3丁目3-12
出席人数	13名

質問事項	設置者の回答内容
営業時間について、当面は24時までと説明があったが、24時間営業で申請された理由は何か。	地域の方々から必要性を求められた際に対処できるよう24時間営業として申請させていただいているが、現在のところ医薬品登録販売者の確保が難しく、また、需要が少ないため、当面の間は午後12時までの営業を予定している。 →県の意見は不要
今回、商品を取り扱う中で食料品があるようだが、周辺住宅への臭い等の問題はないのか。	食料品において、生鮮三品の取り扱いがなく、悪臭が生じるような商品はありません。 →県の意見は不要
駐車場出入口において、積雪が多い時期に間口が狭くならないか心配だ。除雪場所を含めた駐車台数は確保されているのか。	当該店舗規模における必要台数50台に対し、130台の駐車場を整備するため、降雪時の除雪場所を考慮しても駐車場不足はないものと考えております。 →県の意見は不要
仮に24時間営業になった場合、駐車場も24時間開放となるが、店舗に用のない者が駐車していた場合、どのような対処をされるのか。	長時間駐車されている車両が見受けられた際には、ご注意ください。ご迷惑をおかけすることはありません。 →県の意見は不要
駐車場内でのトラブルへの対応について、車内のお子さんを残し長時間の買い物に出られたときにどのような対応をとられるのか。	通報がありましたら店内放送等でお客様を駐車場までご案内いたします。 →指針の対象外
店舗裏の住宅に対し、騒音等の影響はないか。	住宅側には騒音源となるものは配置しておりませんので、騒音でご迷惑をおかけすることはないものと考えております。 →県の意見は不要
隣接地の広い駐車場は今後どうなるのか。	こちらでは、事業地内ではありませんので、わかりかねます。 →指針の対象外

## 大崎市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
<p>近隣に小・中学校があり届出所在地は指定通学路に接しているため安全対策に万全を期していただきたい。</p>	<p>各出入口には、停止線と「止まれ」の路面標示を行うことで、帰宅車両の一旦停止を促し、横断歩行者の安全を確保いたします。また、オープン時や繁忙期など多くの来店車両が見込まれる際には、出入口付近には交通整理員を配置し横断歩行者の安全を確保いたします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">→県の意見は不要</p>
<p>大崎市環境基本条例（平成18年大崎市条例第188号）第5条に基づき、事業活動に伴う環境への負荷の提言に自ら積極的に努めること。</p>	<p>事業活動に伴う環境への負荷の提言に積極的に努めます。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">→県の意見は不要</p>
<p>環境基準の遵守と公害等の発生防止に努め、周辺地域の住民の生活環境が損なわれないように十分に配慮すること。特に造成工事の際は、建設機械の稼働や運搬車両の走行による騒音・振動の軽減に努めること。</p>	<p>環境基準の遵守と公害等の発生防止に努め、周辺地域の生活環境の保持に努めてまいります。また、店舗の建設工事及び営業開始後についても騒音・振動等の対策を行い、生活環境の保持に努めるとともに、近隣住民等から苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意を持って対応いたします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">→県の意見は不要</p>
<p>大崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年大崎市条例第183号）第4条に基づき、事業活動に伴う廃棄物の発生抑制と再利用等による減量に努め、廃棄物は自らの責任において、適正に処理すること。</p> <p>また、市の廃棄物に関する施策に協力すること。</p>	<p>過剰包装・梱包の抑制による廃棄物の低減化を図ります。また、商品梱包用段ボールや空き缶などは廃棄物と混在しないよう分別保管し、業者に依頼して再資源化を図るとともに、大崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき適正に処理いたします。</p> <p>市の廃棄物に関する施策に協力いたします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">→県の意見は不要</p>
<p>当該事業について、工事着工時期が令和3年11月1日以降であれば、延床面積が1,000㎡以上となることから大崎市景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく行為の届出が必要となります。</p> <p>※景観法に基づく大崎市景観計画及び大崎市景観条例は令和3年10月1日が施行日となっています。ただし、施行日から30日間を経過する間に着手したものについては届出が不要となります。</p>	<p>令和3年9月に事前協議を行い、10月上旬に確認申請仮受付を行うことから、届出不要である旨、確認いたしました。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">→県の意見は不要</p>

## 地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
<p>国道4号線沿線に位置すること、近隣は住宅地であり、古川第四小学校も近いので、隣接道路を利用する通行人は多い。そのため、朝夕の混雑する時間帯には、隣接道路の通行人が安心・安全に通行できるように、駐車に関する事項について、十分に配慮していただきたい。</p>	<p>各出入口には、停止線と「止まれ」の路面標示を行うことで、帰宅車両の一旦停止を促し、横断歩行者の安全を確保するとともに、オープン時や繁忙期など多くの来店車両が見込まれる際には、出入口付近には交通整理員を配置し横断歩行者の安全を確保いたします。</p> <p>また、出入口は視認性が確保できる構造とし、見通しを妨げる構造物等は設置いたしません。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>国道4号線からの出入口の間口が狭いため、安全性に疑問が残る。間口を広くできない場合は、閉鎖の対策を講じてほしい。また、市道宮袋線及び市道古川小泉は道路幅が狭く、信号機と出入口の距離が近いので、出入口の位置を店舗側に近い位置に変更するなど、渋滞に配慮をしてほしい。</p>	<p>各出入口の位置及び幅員については、道路管理者及び交通管理者と協議の上、決定しております。</p> <p>開店後、来店車両により周辺道路の交通流に変化が生じ、交通渋滞等の周辺地域の生活道路への影響が生じた場合には、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてまいります。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>駐車場が混雑した場合には、誘導員を配置するなどの対応をしていただきたい。</p>	<p>オープン時や繁忙期など多くの来店客が見込まれる際には、駐車場出入口付近や交通誘導上重要な地点に交通整理員を配置して、円滑な交通誘導と事故の発生防止に努めます。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>同店の営業時間の届出は24時間なので、駐車場の管理についても徹底した対応をしていただきたい。防犯の抑止力として、駐車場内にも防犯カメラを設置するなどの配慮をお願いしたい。</p>	<p>従業員による店内及び駐車場内の巡回や声かけ等により管理いたします。24時間営業にて計画していますが、営業時間を短縮して営業する場合には、閉店後に店舗周辺部や駐車場への蜻集を防止するため、駐車場出入口をバリカー等で閉鎖いたします。</p> <p>駐車場内にも防犯カメラの設置を検討いたします。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>一体的な街づくりを進める観点から、商工会議所等が実施する事業にも積極的な参画と地域経済の発展に寄与していただきたい。</p>	<p>商工会議所等が実施する事業への参画を検討するとともに、地域経済の発展に寄与いたします。</p> <p>→指針の対象外</p>
<p>地域社会への貢献と併せて地域商慣習に倣った経営に努め、紛争が起きないようにしていただきたい。</p>	<p>社会貢献、地域活動を行うとともに地域商慣習に倣った経営に努めます。</p> <p>→県の意見は不要</p>

## 交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	株式会社ドラッグストアモリ	
届出年月日	令和3年10月11日	
店舗名称	(仮称)ドラッグストアモリ大崎市古川店	
所在地	大崎市古川若葉町一丁目11番1 外	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	<p>店舗が面する道路が通学路に指定されていることから、車両出入口付近の歩行者の安全確保について十分に配慮願います。</p> <p>また、夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準を超過している地点付近において、今後周辺の土地利用が変化し住居等が立地するなどした場合には、騒音防止について適切な対策を講じるよう配慮願います。</p>	